

埼玉県多面的機能支援事業に係る 日本型直接支払推進交付金実施要領

平成 28 年 4 月 1 日 決裁

令和 4 年 4 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 農業・農村の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくため、多面的機能支払交付金（以下「多面交付金」という。）に係る推進事業は、市町村等と緊密な連携の下に効果的に事業を実施していくことが重要である。

このことから、多面交付金に係る日本型直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）は多面的機能支援事業の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。

2 多面交付金に係る日本型直接支払推進交付金の実施に関しては、「日本型直接支払推進交付金交付等要綱」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、「日本型直接支払推進交付金実施要領」（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 生産第 2855 号農林水産省生産局長通知、平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2219 号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業の実施主体)

第 2 条 市町村及び多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知。以下「多面交付金実施要綱」という。）別紙 4 に定める推進組織（以下「推進組織」という。）が実施する（以下、市町村が実施する推進事業を「市町村推進事業」、推進組織が実施する推進事業を「推進組織推進事業」という。）。

(補助対象事業の内容)

第 3 条 対象事業の内容は次のとおりとする。

1 市町村推進事業

交付等要綱第 5 の 3 に基づき、市町村が行う以下の事業に助成する。

(1) 促進計画の策定

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく促進計画を策定する。

(2) 推進・指導

ア 説明会の開催

多面交付金実施要綱第 3 の 2 の (2) に定める広域活動組織及び活動組織（以下「多面交付対象組織」という。）の代表者等を対象とした説明会を開催する。

イ 事業計画作成・変更に関する指導

多面交付対象組織に対し事業計画の作成及び変更に関する指導を行う。

ウ 事業計画審査・認定

多面交付対象組織が作成した事業計画を審査し、認定する。

エ 交付手続

多面交付対象組織から提出された申請書等を審査し、多面交付金を交付する。

オ 活動に関する指導・助言

多面交付対象組織に対し、事業計画に位置付けられた活動を適切に実施できるよう指導を行う。

(3) 広域協定の認定

広域活動組織の作成する広域協定を審査し、認定する。

(4) 実施状況の確認

毎年度、多面交付対象組織の活動の実施状況を確認する。

(5) その他多面交付金の実施に必要な事項

2 推進組織推進事業

交付等要綱第5の4に基づき、推進組織が行う以下の事業に助成する。

(1) 推進・指導

ア 説明会の開催

多面交付対象組織の代表者等を対象とした説明会を開催する。

イ 活動に関する指導・助言

多面交付対象組織に対し、事業計画に位置付けられた活動を適切に実施できるよう指導を行う。

ウ 推進に関する手引きの作成

多面交付金の普及・推進を図るため手引きを作成する。

(2) 多面交付対象組織を支援する組織への支援

多面交付対象組織の事務手続の支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。

(3) その他多面交付金の実施に必要な事項

(補助金の額)

第4条 第3条の対象事業に対する県の補助金は、定額とする。

(補助対象の経費)

第5条 補助対象となる経費は、要領第4の2のとおりとする。

(手続)

第6条 補助金の交付等の手続については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。